

## 事業目的

介護職員宿舎の整備を支援することで、介護人材の確保・定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。

## 取組内容

### （１）補助対象

地域医療総合確保基金を活用して実施。令和５年度までの実施。

都内に所在し、区市町村長により福祉避難所の指定を受け、又は区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し災害対応要員を配置する以下の介護保険施設等の事業者に対して、補助を行う。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護付きホーム ※

※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの

### （２）整備区分

創設、増築、改築、増改築、改修

### （３）補助率

1宿舎当たり 1/3

### （４）補助基準額

- （１）に掲げる基準面積に（２）の室数及び（３）に掲げる単価を乗じた額
  - ・（１）33㎡ （２）補助対象施設等の職員数分の定員規模
  - ・（３）①鉄筋コンクリート造り：187,400円 ②ブロック造り：163,800円 ③木造：187,400円

※実際の建築面積・基準室数、単価が下回る場合は、実際の建築面積、室数、単価で補助基準額を算定

### （５）補助対象経費

- 宿舎整備に要する工事費

※土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は、補助対象外